

### 3. 環境の現況

#### 3-1 大気質の現況

##### (1) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて定められている。有害大気汚染物質に係る環境基準は、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づきダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準が定められている。環境基準の内容は表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることでならないよう努めるものとする。 4) この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。	

(出典) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、平成8年10月25日 環境庁告示第73号改正）

二酸化窒素は、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号、平成8年10月25日 環境庁告示第74号改正）

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示第4号、平成13年4月20日 環境省告示第30号改正）

ダイオキシンは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号、平成14年7月22日 環境省告示第46号改正）

##### 注) 環境基準の評価方法

環境基準の評価方法には短期的評価（健康に急性影響を及ぼす）を用いるものと長期的評価（慢性的影響を及ぼす）を用いることがある。光化学オキシダントは短期的評価が、二酸化窒素は長期的評価が、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については両方の評価方法が定められている。

##### 1) 短期的評価（昭和48年6月環境庁通達）

測定を行った日の1日平均値、8時間値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

##### 2) 長期的評価

##### ①二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合（昭和48年6月 環境庁通達）

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱は行わない。

##### ②二酸化窒素の場合（昭和53年7月 環境庁通達）

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価する。

(2) 自動車排出ガス規制及び船舶の大気汚染防止規則の動向

① 自動車排出ガス規制

自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の更なる低減を図るため、世界最高水準の厳しい規制である、いわゆる「ポスト新長期規制」が制定され、新車のディーゼル車等に対し平成 21 年 10 月から順次強制適用される (表 3.1-2)。

ポスト新長期規制の実施により、図 3.1-1 に示すとおり自動車から排出される窒素酸化物は昭和 49 年規制に比べ 95%削減、粒子状物質は平成 6 年規制に比べ 99%削減される。

表 3.1-2 ポスト新長期規制の概要

(ディーゼル自動車)

自動車の種別		測定方法及び単位	排出ガス基準値(型式指定車)				規制開始日	
			PM	NOx	NMHC	CO		
乗用車	VW ≤ 1,265kg		0.005 (0.013) ▲62%	0.08 (0.14) ▲43%	0.024	0.63	新型車: H21年10月1日 継続生産・輸入車: H22年9月1日	
	1,265kg < VW		0.005 (0.014) ▲64%	0.08 (0.15) ▲47%	0.024	0.63	"	
トラック・バス	軽量車 (GVW ≤ 1,700kg)	JC08H+ JC08C モード法 (g/km)	0.005 (0.013) ▲62%	0.08 (0.14) ▲43%	0.024	0.63	"	
	中量車 (1,700kg < GVW ≤ 3,500kg)		1,700kg < GVW ≤ 2,500kg	0.007 (0.015) ▲53%	0.15 (0.25) ▲40%	0.024	0.63	新型車: H22年10月1日 継続生産・輸入車: H23年9月1日
			2,500kg < GVW ≤ 3,500kg					新型車: H21年10月1日 継続生産・輸入車: H22年9月1日
重量車 (3,500kg < GVW)	3,500kg < GVW ≤ 12,000kg	JE05モード法 (g/kWh)	0.010 (0.027) ▲63%	0.7 (2.0) ▲65%	0.17	2.22	新型車: H22年10月1日 継続生産・輸入車: H23年9月1日	
	12,000kg < GVW						新型車: H21年10月1日 継続生産・輸入車: H22年9月1日	

(ガソリン自動車(NOx触媒付直噴車))

自動車の種別		測定方法及び単位	排出ガス基準値(型式指定車)				規制開始日
			PM	NOx	NMHC	CO	
乗用車			0.005 (-)	0.05	0.05	1.15	新型車: H21年10月1日 継続生産・輸入車: H22年9月1日
トラック・バス	軽量車 (GVW ≤ 1,700kg)	JC08H+ JC08C モード法 (g/km)	0.005 (-)	0.05	0.05	1.15	"
	中量車 (1,700kg < GVW ≤ 3,500kg)		0.007 (-)	0.07	0.05	2.55	"
	重量車 (3,500kg < GVW)	JE05モード法 (g/kWh)	0.010 (-)	0.7	0.23	16.0	"

- 注) 1. PMIは粒子状物質、NOxは窒素酸化物、NMHCは非メタン炭化水素、COは一酸化炭素を表す。  
 2. GVWは車両総重量(車両重量+乗車人員+最大積載量)、VWは車両重量を表す。  
 3. PM及びNOxの規制値欄中( )内の数値は改正前のものを、▲は低減率を表す。  
 4. NOx触媒付直噴車とは、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式エンジンを備えたものをいう。

(出典) 国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090325\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090325_.html)

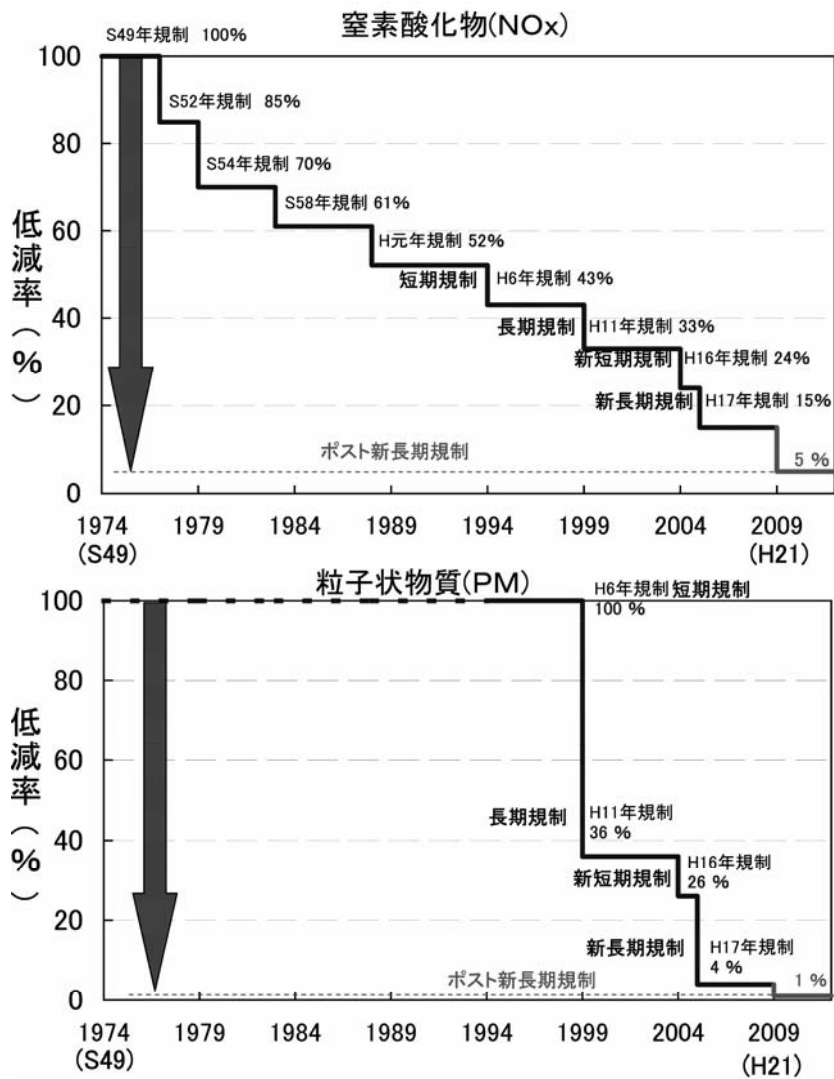
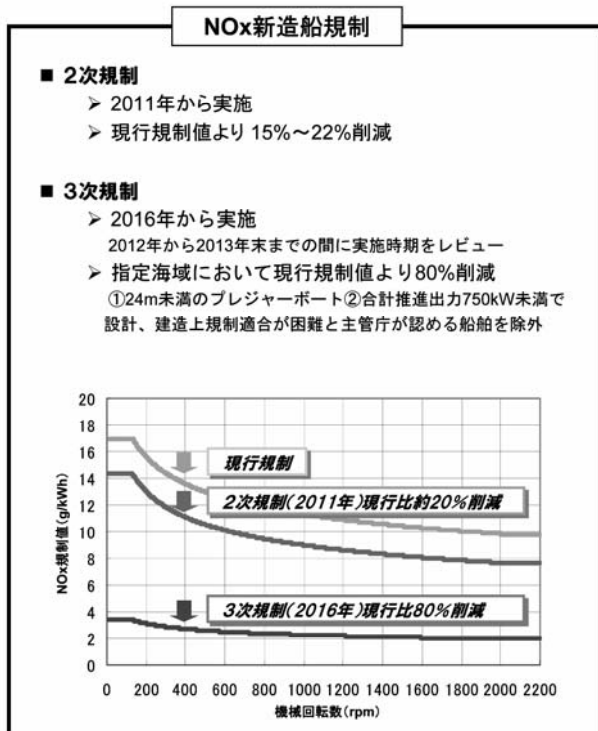


図 3.1-1 自動車排出ガス規制の経緯（ディーゼル重量車）

(出典) 国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090325\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090325_.html)

② 船舶の大気汚染防止規則

船舶からの窒素酸化物や硫黄酸化物等の排出ガスによる大気汚染の防止については、「船舶による汚染の防止のための国際条約」(MARPOL73/78)に基づいて、図 3.1-2 に示す規制が制定されている。



### NOx現存船規制

	対象エンジンのうち、アップグレードキット(規制に適合させるための改造手法)が認証されたもののみ規制
規制対象範囲	1990年以降建造の現存船のシリンダ容積90L以上かつ出力5000kW超のエンジン
規制値	現行規制値
規制実施時期	いずれかの主管庁がアップグレードキットの認証をIMOに通報してから1年後の最初の定期検査

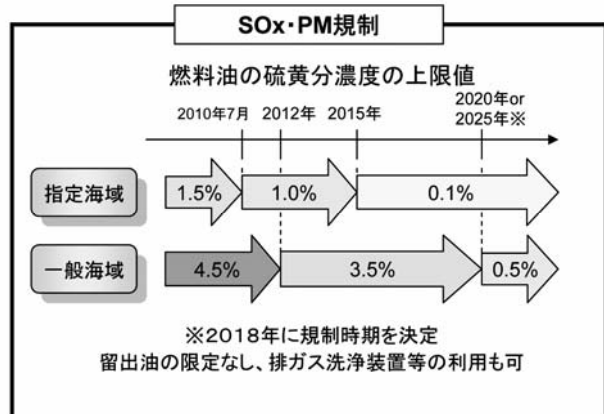


図 3.1-2 船舶の大気汚染防止規則 (MARPOL 条約附属書 VI)

(注) 現行規制は平成 17 年 5 月から実施されている。指定海域は北海とバルト海。

(出典) 国土交通省ホームページ [http://www.jsqqa.or.jp/IMO&ISO/IMOpdf/113\\_08.10.htm](http://www.jsqqa.or.jp/IMO&ISO/IMOpdf/113_08.10.htm)

### (3) 調査概要

東京都では、東京港隣接6区（中央区、港区、江東区、品川区、大田区、江戸川区）の大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局）において、大気質調査を行っている。

調査項目は二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントとした。調査対象の測定局は表 3.1-3 及び図 3.1-3 に示すとおりで、東京都が設置した 16 局である。

表 3.1-3 調査対象測定局

区分	No.	測定局名称	場 所	所在地	採取口高さ (m)	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
一般環境大気測定局	1	中央区晴海	環境局用地	中央区晴海 3-6-1	5.5	○		○	○	○
	2	港区白金	都職員白金住宅	港区白金 2-4-4	4.5			○	○	○
	3	港区台場	港区立お台場 レインボー公園	港区台場 1-3-1	4.0	○		○	○	○
	4	江東区大島	東京都江東合同庁舎	江東区大島 3-1-3	20			○	○	○
	5	品川区豊町	品川区立戸越小学校	品川区豊町 2-1-20	16			○	○	○
	6	品川区八潮	品川区立八潮小学校	品川区八潮 5-11-17	13	○		○	※	○
	7	大田区東糀谷	大田区大田東地域行政センター	大田区東糀谷 1-21-15	12	○	○	○	○	○
	8	江戸川区鹿骨	東京都農林総合センター 江戸川分場	江戸川区鹿骨 1-15-1	4.5	○	○	○	○	○
	9	江戸川区春江町	江戸川区立二之江中学校	江戸川区春江町 5-3-3	9.5			○	○	○
	10	江戸川区南葛西	都立葛西南高等学校	江戸川区南葛西 1-11-1	4.0			○	○	○
自動車排出ガス測定局	11	永代通り新川	霊岸橋橋台敷	中央区新川 1-3-1	4.5			○	○	
	12	第一京浜高輪	都営地下鉄泉岳寺駅	港区高輪 2-20	4.0		○	○	○	
	13	京葉道路亀戸	都営亀戸七丁目住宅	江東区亀戸 7-42-17	4.0	○	○	○	○	
	14	三ツ目通り辰巳	都営辰巳団地	江東区辰巳 1-9 地先	3.5		○	○	○	
	15	北品川交差点	品川区保健センター	品川区北品川 3-11-22	7.0	○	○	○	○	
	16	中原口交差点	国道用地	品川区西五反田 7-25-1	4.5		○	○	○	

(出典)「大気汚染常時監視局測定結果報告(平成19年度年報)」平成20年9月 東京都環境局

※ 品川区八潮測定局の窒素酸化物は、品川区が測定を行っている。

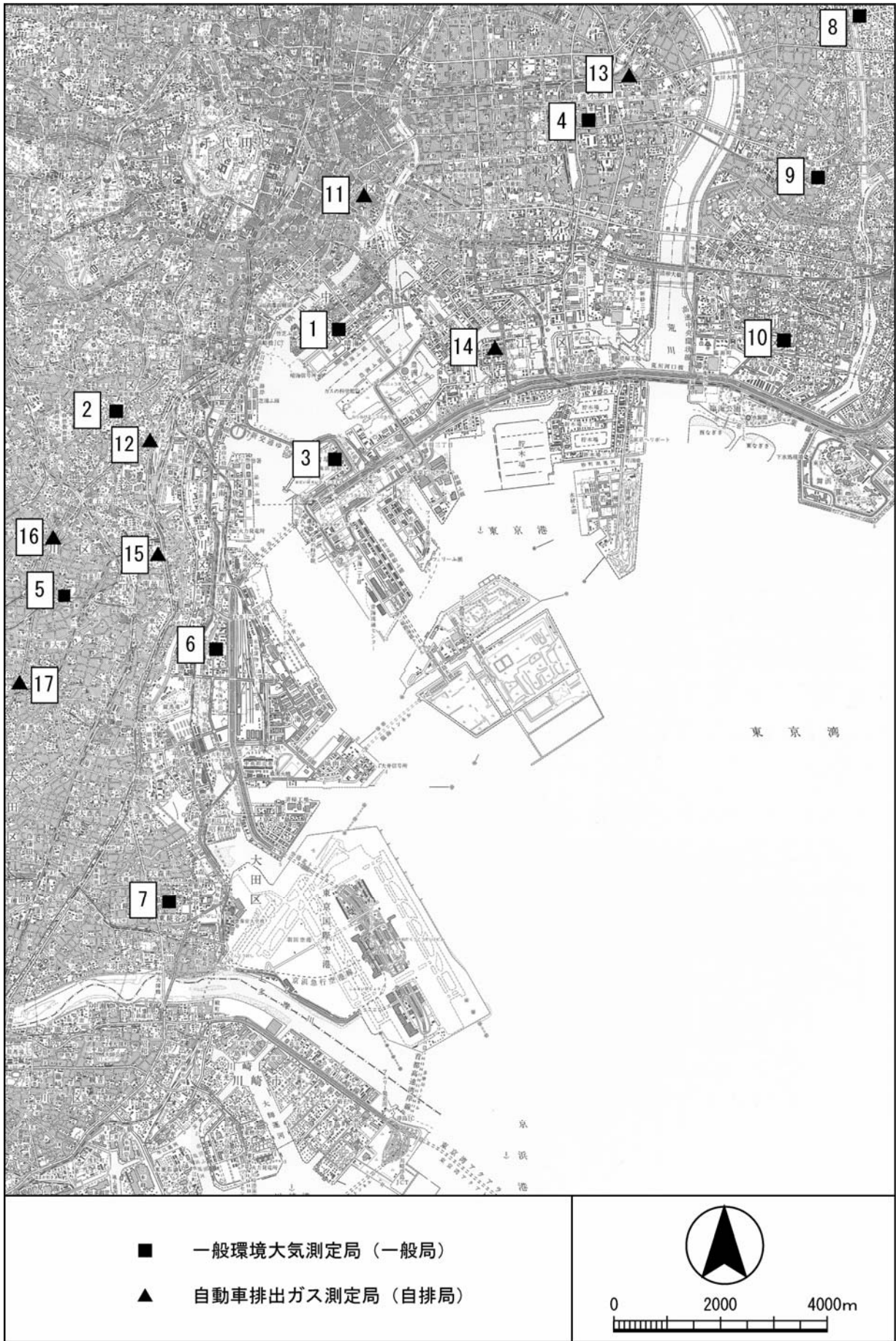


図 3.1-3 大気汚染常時測定局の位置

(4) 調査結果

平成 19 年度の大気質測定結果を表 3.1-4 に示す。

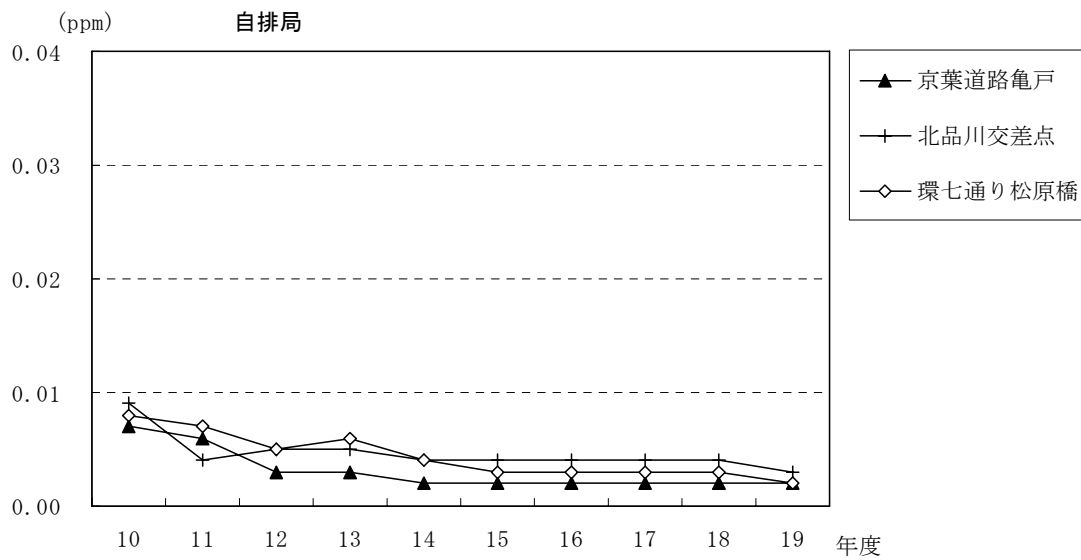
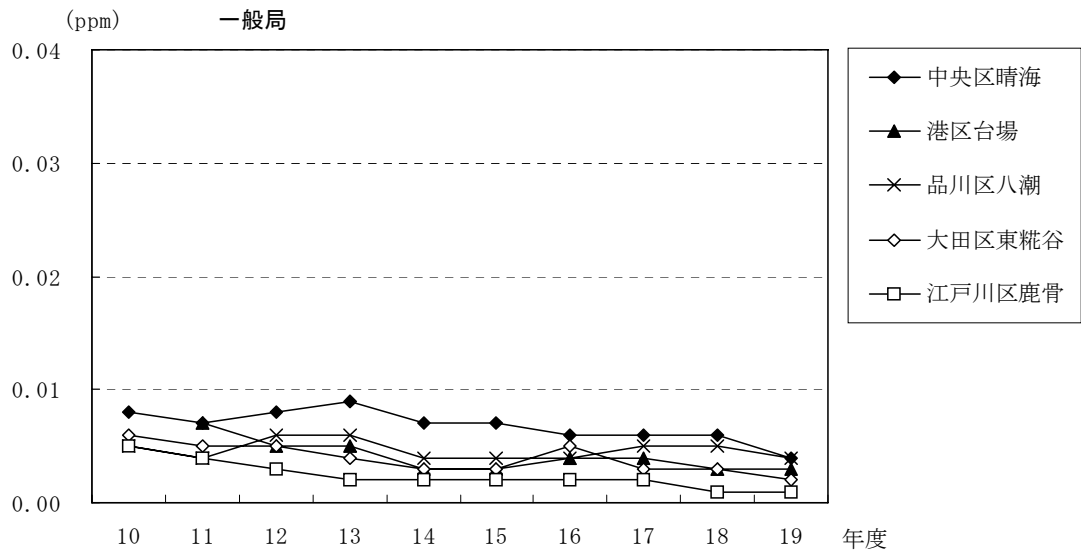
二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は対象測定局の全てで環境基準を達成している。二酸化窒素は一般局では全局で環境基準を達成していたが、自排局では 7 局中 4 局で非達成であった。光化学オキシダントは一般局のみでの測定であるが、全局で非達成であった。

各汚染物質の年平均値の推移を図 3.1-4～図 3.1-8 に示す。光化学オキシダントを除いては横ばいあるいは減少傾向にある。

表 3.1-4 大気質測定結果（平成 19 年度）

区分	NO	測定局名	二酸化硫黄			一酸化炭素			浮遊粒子状物質			二酸化窒素			オキシダント (5時～20時)	
			環境基準	2%除外値	年平均値	環境基準	2%除外値	年平均値	環境基準	2%除外値	年平均値	環境基準	98%値	年平均値	環境基準	年平均値
			達成状況	ppm	ppm	達成状況	ppm	ppm	達成状況	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	達成状況	ppm	ppm	達成状況	ppm
一般環境 大気測定局	1	中央区晴海	○	0.008	0.004	-	-	-	○	0.071	0.029	○	0.058	0.031	×	0.022
	2	港区白金	-	-	-	-	-	-	○	0.061	0.024	○	0.052	0.027	×	0.028
	3	港区台場	○	0.008	0.003	-	-	-	○	0.068	0.029	○	0.053	0.030	×	0.021
	4	江東区大島	-	-	-	-	-	-	○	0.055	0.024	○	0.053	0.027	×	0.024
	5	品川区豊町	-	-	-	-	-	-	○	0.077	0.034	○	0.051	0.025	×	0.031
	6	品川区八潮	○	0.011	0.004	-	-	-	○	0.055	0.022	○	0.056	0.029	×	0.024
	7	大田区東糀谷	○	0.007	0.002	○	1.1	0.5	○	0.063	0.026	○	0.049	0.028	×	0.024
	8	江戸川区鹿骨	○	0.004	0.001	○	1.2	0.4	○	0.054	0.021	○	0.046	0.022	×	0.028
	9	江戸川区春江町	-	-	-	-	-	-	○	0.062	0.027	○	0.051	0.024	×	0.028
	10	江戸川区南葛西	-	-	-	-	-	-	○	0.052	0.023	○	0.050	0.025	×	0.027
自動車排出ガス測定局	11	永代通り新川	-	-	-	-	-	-	○	0.071	0.034	×	0.063	0.040	-	-
	12	第一京浜高輪	-	-	-	○	1.3	0.7	○	0.069	0.031	×	0.061	0.035	-	-
	13	京葉道路亀戸	○	0.005	0.002	○	1.1	0.5	○	0.078	0.034	○	0.059	0.033	-	-
	14	三ツ目通り辰巳	-	-	-	○	0.9	0.4	○	0.067	0.024	○	0.059	0.036	-	-
	15	北品川交差点	○	0.007	0.003	○	1.2	0.7	○	0.065	0.029	×	0.069	0.041	-	-
	16	中原口交差点	-	-	-	○	1.4	0.7	○	0.065	0.029	○	0.060	0.037	-	-
	17	環七通り松原橋	○	0.006	0.002	○	1.6	0.9	○	0.075	0.034	×	0.073	0.047	-	-

(出典)「大気汚染常時監視局測定結果報告（平成 19 年度年報）」平成 20 年 9 月 東京都環境局  
「しながわの環境と清掃・リサイクル（平成 20 年度版）」平成 20 年 9 月 品川区環境清掃事業部  
注) 品川区八潮測定局の窒素酸化物は、品川区が測定を行っている。



注) 港区台場測定局は、平成 11 年度より測定を開始した。

図 3.1-4 二酸化硫黄の年平均値の推移



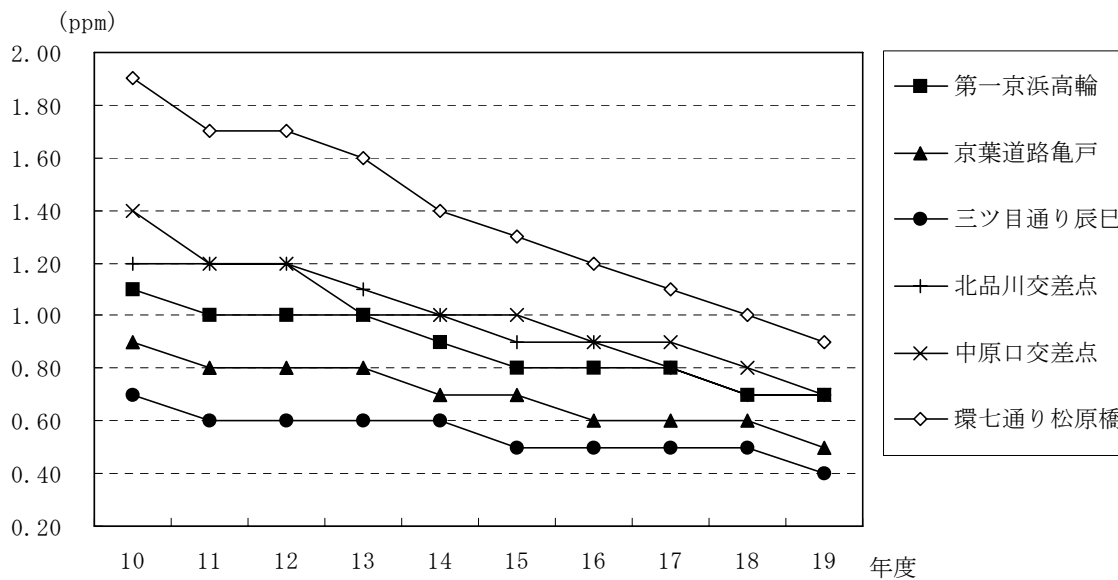
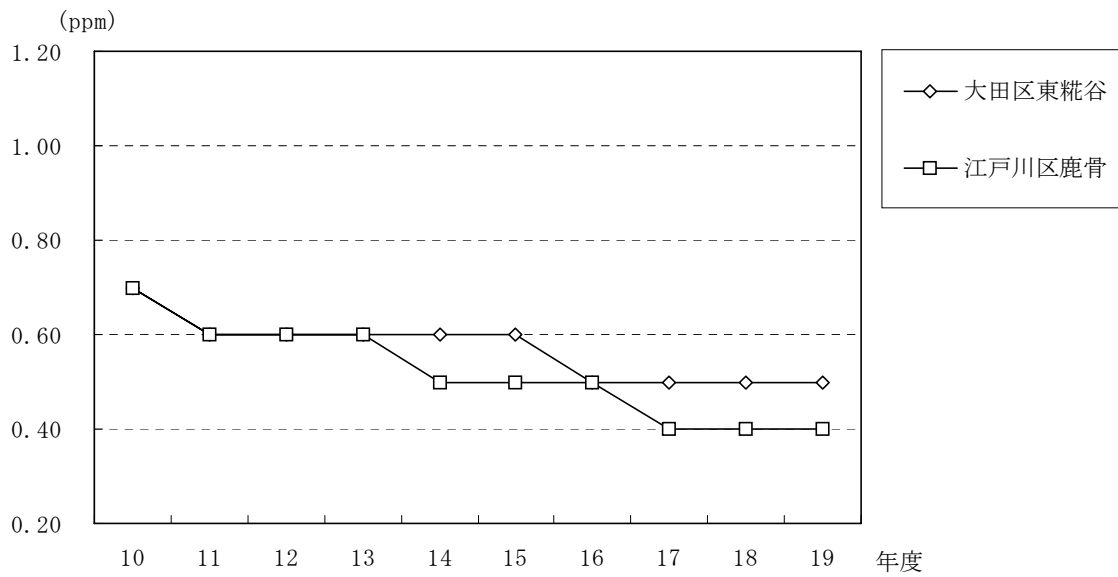
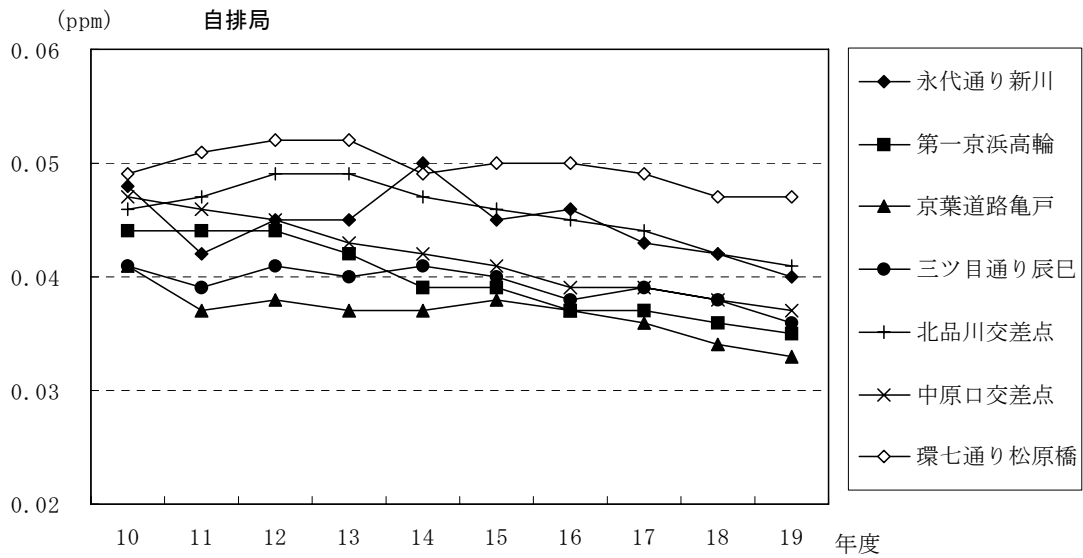
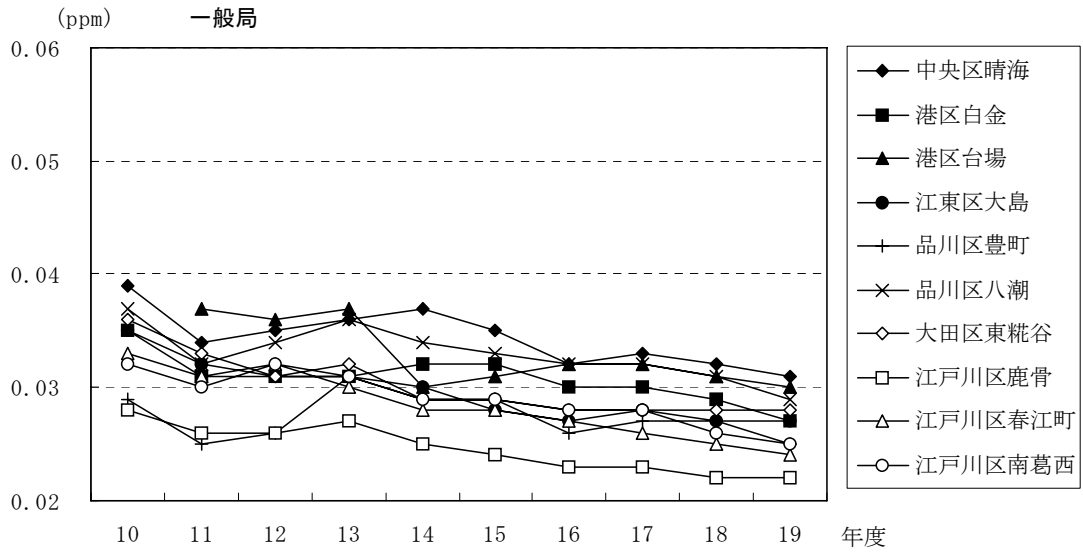


図 3.1-5 一酸化炭素の年平均値の推移



注) 港区台場測定局は、平成11年度より測定を開始した。

図 3.1-6 二酸化窒素の年平均値の推移

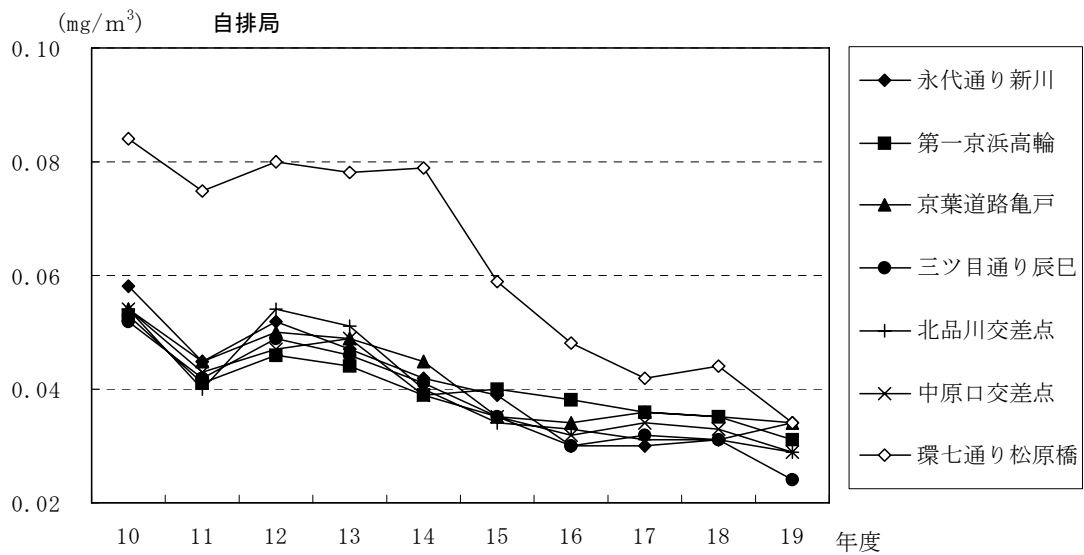
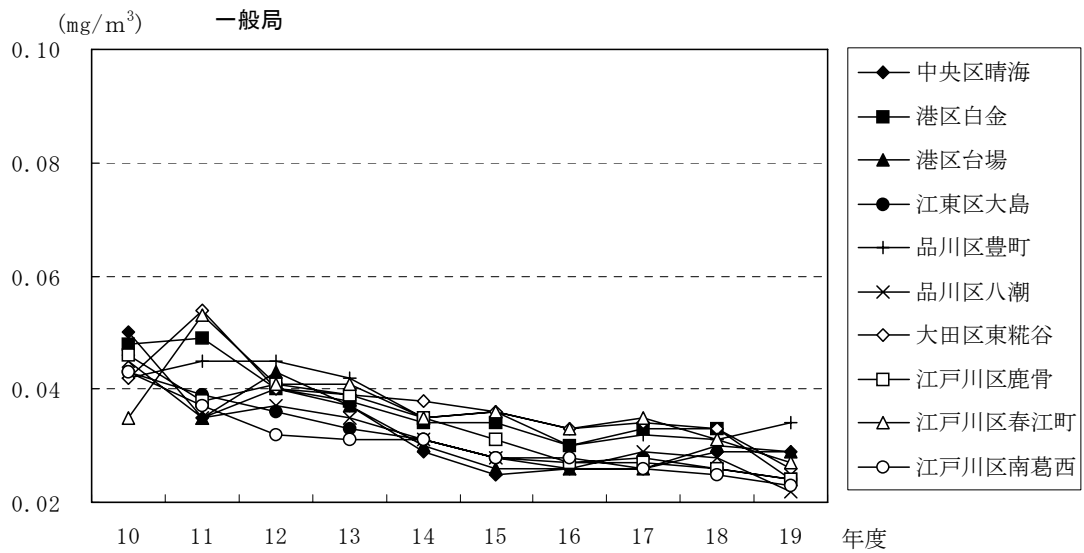


図 3.1-7 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

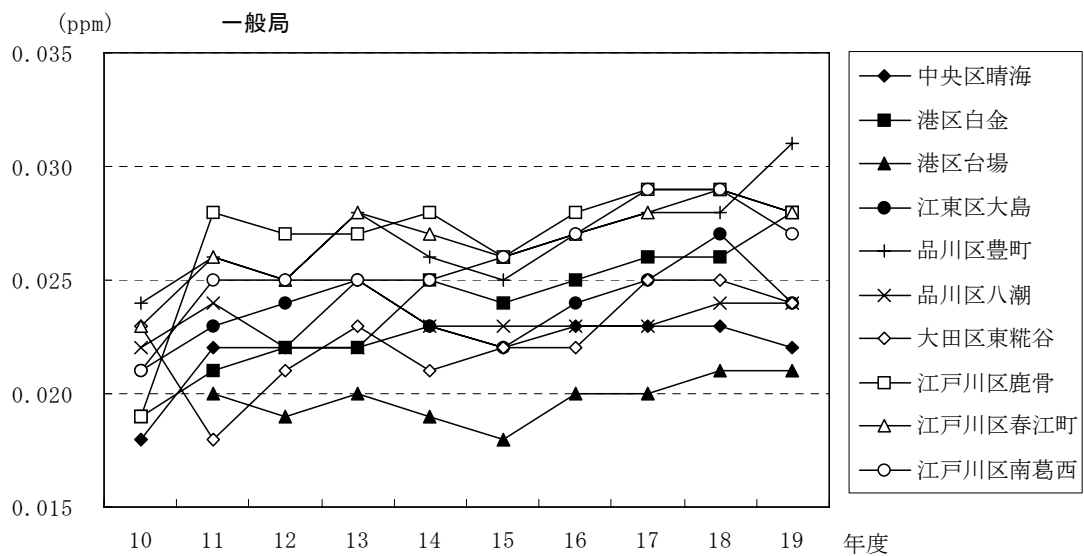


図 3.1-8 光化学オキシダントの年平均値の推移

### 3-2 騒音の現況

#### (1) 環境基準等

##### ① 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1 一般地域及び道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の 類型	当てはめる地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	第1種住居地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	近隣商業地域	一般の地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、上表の、A・B類型の「2車線以上の車線を有する道路」及びC類型の「車線を有する道路」が幹線交通を担う道路の場合、これに近接する空間については上表に関わらず特例として次表のとおりとする。

基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

注1) 地域の類型は以下のとおり。

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

注2) 上記の用途地域であっても、環境基準の適用が除外される地域がある。

注3) 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道  
(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る)

注4) 幹線交通を担う道路に近接する空間：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定

・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル

・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

(出典)「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号、平成12年3月28日 環境庁告示第20号改正)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月30日 環大企第257号環境庁大気保全局長通知)

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(平成11年3月10日 東京都告示第259号)

② 自動車騒音の要請限度

騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（以下、「要請限度」という）は、表 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-2 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	当てはめる地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線	65 デシベル	55 デシベル
		2車線以上	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65 デシベル	55 デシベル
		2車線以上	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上	75 デシベル	70 デシベル

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上記にかかわらず特例として次表のとおりとする。

要請限度値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
75 デシベル	70 デシベル

注1) 区域の区分は以下のとおり。

- a: 専ら住居の用に供される地域
- b: 主として住居の用に供される地域
- c: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

注2) 上記の用途地域であっても、要請限度の適用が除外される地域がある。

注3) 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道

注4) 近接する区域：車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を超える車線を有する道路は20mの範囲

資料：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号、平成12年12月15日 総理府令第150号改正）

## (2) 調査概要

東京都環境局が集計している平成19年度の道路交通騒音調査結果及び港湾局が実施した平成14年度の現地調査結果を用いた。

調査地点の位置は表3.2-3、表3.2-4及び図3.2-1に示すとおりである。

表3.2-3(1) 道路交通騒音調査地点（平成19年度・東京都環境局）

NO	測定地点の住所	対象道路	環境基準類型	車線数
1	中央区日本橋小伝馬町20-3	国道6号	C	6
2	中央区日本橋本町2-2-10	都道日本橋芝浦大森線	C	7
3	中央区築地6-1-11	都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	C	6
4	中央区銀座1-16-3	都道日本橋芝浦大森線	C	10
5	中央区日本橋人形町2-36-1	都道東京市川線	C	6
6	中央区京橋2-3-13	国道15号	C	5
7	中央区新富2-15-5	都道東京市川線	C	6
8	中央区晴海3-1-4	都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	C	8
9	港区白金台1-2	国道1号	C	8
10	港区東麻布2-31	環状3号線	C	4
11	港区白金台5-10	都道北品川四谷線・高速2号目黒線	C	4
12	港区西麻布3-12	都道北品川四谷線	B	4
13	港区港南3-9	都道日本橋芝浦大森線	C	6
14	港区高輪2-13	国道15号	C	7
15	港区北青山3-3	国道246号	C	8
16	港区西麻布3-21	都道霞ヶ関渋谷線	C	8
17	江東区亀戸4-14-5	放射14号（蔵前橋通り）	B	4
18	江東区亀戸7-42-5	国道14号	C	6
19	江東区住吉2-28-36	放射31号（新大橋通り）	B	4
20	江東区大島3-16-2	放射31号（新大橋通り）	C	4
21	江東区北砂4-13-23	補助111号（清洲橋通り）	C	4
22	江東区南砂4-4-1	放射29号（葛西橋通り）	C	4
23	江東区永代2-31-14	放射16号（永代通り）	C	6
24	江東区東陽3-27	放射16号（永代通り）	C	6
25	江東区豊洲4-11-18	放射34号（晴海通り）	C	8
26	江東区平野1-2-3	補助110号（清澄通り）	C	4
27	江東区東雲2-5	国道357号	C	4
28	江東区森下4-9-22	環状3号線	C	4
29	江東区枝川3-3	環状3号線	C	6
30	江東区枝川1-8-15	環状3号線	C	6
31	江東区東陽4-11-28	放射32号（四ツ目通り）	C	4
32	江東区大島4-2	補助116号（明治通り）	C	4

（出典）「平成19年度 道路交通騒音振動調査報告書」 平成21年2月 東京都環境局

表 3. 2-3(2) 道路交通騒音調査地点 (平成 19 年度・東京都環境局)

No	測定地点の住所	対象道路	環境基準類型	車線数
33	江東区大島6-7-8	環状4号	B	4
34	江東区東砂2-12-14	補助144号(番所橋通り)	B	4
35	江東区大島7-30-26	高速7号小松川線	C	4
36	江東区枝川2-1-1	高速9号深川線	C	4
37	品川区西五反田5-3-1	環状6号線	C	4
38	品川区西五反田6-6-19	都道東京丸子横浜線	C	6
39	品川区八潮5-8-47	国道357号	B	4
40	品川区北品川3-10-13	環状6号線	C	4
41	品川区北品川5-1-12	環状6号線	C	4
42	品川区上大崎2-13-36	都道白金台等々力線	C	5
43	品川区上大崎3-14-23	都道北品川四谷線	B	5
44	品川区上大崎3-14-23	首都高速2号目黒線	B	4
45	品川区東大井3-18-34	国道15号	C	4
46	品川区東中延2-5-10	国道1号	C	6
47	品川区東品川3-1-5	都道日本橋芝浦大森線	C	6
48	品川区大崎1-20-13	環状6号線	C	4
49	品川区大井7-27-5	都道東品川下丸子線	B	2
50	大田区大森中2-1	国道15号	C	6
51	大田区東六郷2-18	国道15号	C	6
52	江戸川区一之江3-20-3	環状7号線	C	6
53	江戸川区南葛西3-23	環状7号線	C	6
54	江戸川区中葛西4-9-11	都道東京浦安線	C	4
55	江戸川区東葛西7-15-1	都道新荒川葛西堤防線(清砂大橋通)	B	6
56	江戸川区松島2-5-6	都道新荒川葛西堤防線	C	2
57	江戸川区二之江町1384	区道一之江通り	B	2
58	江戸川区西葛西8-18-9	区道葛西中央通り	B	6

(出典)「平成 19 年度 道路交通騒音振動調査報告書」 平成 21 年 2 月 東京都環境局

表 3.2-4 道路交通騒音調査地点（平成 14 年度・東京都港湾局）

NO	測定地点の住所	対象道路	環境基準類型	車線数
①	江東区潮見 1-29	区道江 416 号	C	4
②	江東区辰巳 2-1	首都高速 9 号線 都道環状三号線	A	6
③	江東区新木場 2-3	区道江 543 号	—	8
④	江東区新木場 1-11	臨港道路新木場・若洲線	—	6
⑤	江東区青海 2 (中央防波堤外側埋立地)	東京港臨海道路	—	7
⑥	大田区城南島 1-3	臨港道路城南島・大井 1 号線	—	5
⑦	大田区 東海 3-1 (東京港野鳥公園前)	臨港道路大井ふ頭その 1 線	—	8
⑧	品川区八潮 5-7 (都下水道局八潮ポンプ場前)	臨港道路大井 2 号線	B	5
⑨	品川区東品川 2-2 (天王洲郵船ビル前)	都道環状六号線	C	6
⑩	港区港南 4-3(港南中学校前)	都道品川埠頭線	B	6
⑪	江東区青海 2 (エバークリーン東京コンテナターミナル前)	臨港道路青海縦貫線	—	8
⑫	江東区有明 4(フェリーふ頭公園前)	臨港道路有明埠頭連絡線	—	6
⑬	江東区有明 3 (日鐵商事コイルセンター前)	臨港道路有明南縦貫線	—	7

(出典)「平成 14 年度 東京港環境現況調査委託報告書」 平成 15 年 3 月 東京都港湾局



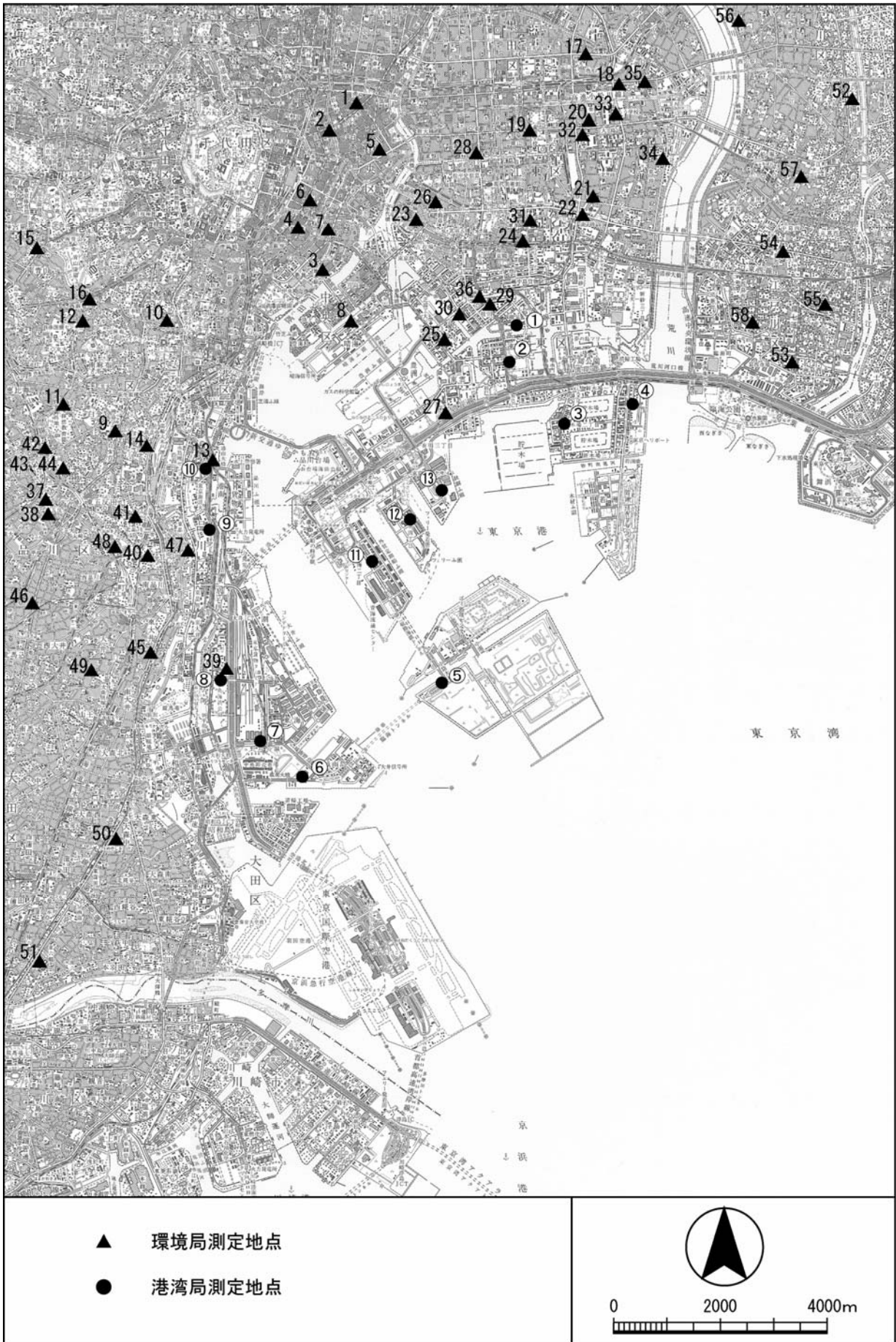


图 3.2-1 道路交通騒音測定地点

### (3) 調査結果

#### ① 東京都環境局調査結果

平成 19 年度の測定結果は表 3.2-4 に示すとおりである。

全 58 地点中、昼間は 33 地点 (57%)、夜間は 41 地点 (71%) で環境基準を上回っている。

また、要請限度は、昼間はすべての地点で満足していたが、夜間は 14 地点 (24%) で超過していた。

表 3.2-4(1) 道路交通騒音調査結果 (平成 19 年度・東京都環境局)

No	環境基準 類 型	車線数	等価騒音レベル (dB)		適合状況		環境基準値	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	C	6	67	65	○	○	70	65
2	C	7	72	71	×	×	70	65
3	C	6	71	72	×	×	70	65
4	C	10	72	71	×	×	70	65
5	C	6	71	69	×	×	70	65
6	C	5	67	65	○	○	70	65
7	C	6	68	65	○	○	70	65
8	C	8	67	65	○	○	70	65
9	C	8	69	65	○	○	70	65
10	C	4	71	70	×	×	70	65
11	C	4	76	73	×	×	70	65
12	B	4	71	69	×	×	70	65
13	C	6	73	71	×	×	70	65
14	C	7	73	71	×	×	70	65
15	C	8	71	71	×	×	70	65
16	C	8	73	73	×	×	70	65
17	B	4	72	68	×	×	70	65
18	C	6	73	71	×	×	70	65
19	B	4	69	67	×	×	70	65
20	C	4	66	63	○	○	70	65
21	C	4	69	64	○	○	70	65
22	C	4	74	72	×	×	70	65
23	C	6	68	65	○	○	70	65
24	C	6	69	68	○	×	70	65
25	C	8	69	66	○	×	70	65

(出典)「平成 19 年度 道路交通騒音振動調査報告書」 平成 20 年 2 月 東京都環境局  
注) 環境基準の適合状況は、基準値以下のものを○、超えたものを×とした。

表 3.2-4(2) 道路交通騒音調査結果 (平成 19 年度・東京都環境局)

No	環境基準 類 型	車線数	等価騒音レベル(dB)		適合状況		環境基準値	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
26	C	4	70	66	○	×	70	65
27	C	4	74	73	×	×	70	65
28	C	4	72	70	×	×	70	65
29	C	6	72	69	×	×	70	65
30	C	6	70	65	×	×	70	65
31	C	4	67	64	×	○	70	65
32	C	4	66	64	○	○	70	65
33	B	4	65	60	○	○	70	65
34	B	4	69	64	○	○	70	65
35	C	4	67	67	○	×	70	65
36	C	4	71	68	×	×	70	65
37	C	4	74	73	×	×	70	65
38	C	6	68	66	×	×	70	65
39	B	4	62	60	○	○	65	60
40	C	4	69	67	○	×	70	65
41	C	4	72	69	×	×	70	65
42	C	5	68	67	○	×	70	65
43	B	5	69	66	○	×	70	65
44	B	4	69	66	○	×	70	65
45	C	4	73	70	×	×	70	65
46	C	6	74	71	×	×	70	65
47	C	6	72	69	×	×	70	65
48	C	4	71	69	×	×	70	65
49	B	2	67	64	○	○	70	65
50	C	6	72	70	×	×	70	65
51	C	6	73	72	×	×	70	65
52	C	6	72	69	×	×	70	65
53	C	6	69	67	○	×	70	65
54	C	4	71	67	×	×	70	65
55	B	6	63	58	○	○	70	65
56	C	2	64	59	○	○	70	65
57	B	2	68	65	×	×	65	60
58	B	6	65	61	○	○	70	65

(出典)「平成 19 年度 道路交通騒音振動調査報告書」 平成 20 年 2 月 東京都環境局  
 注) 環境基準の適合状況は、基準値以下のものを○、超えたものを×とした。

② 東京都港湾局調査結果

東京都港湾局の平成 14 年度の測定結果は表 3. 2-5 に示すとおりである。

環境基準と比較すると、5 地点のうち、昼間 2 地点、夜間 3 地点で環境基準を上回った。要請限度と比較すると 5 地点全てで昼・夜間とも要請限度値以下となった。

表 3. 2-5 道路交通騒音調査結果（平成 14 年度・東京都港湾局）

No	環境基準 類型	車線数	等価騒音レベル		適合状況		環境基準値	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①	C	4	65	64	○	○	70	65
②	A	6	69	66	○	×	70	65
③	—	8	68	67	—	—	—	—
④	—	6	69	66	—	—	—	—
⑤	—	7	73	71	—	—	—	—
⑥	—	5	74	71	—	—	—	—
⑦	—	8	70	70	—	—	—	—
⑧	B	5	67	63	×	×	65	60
⑨	C	6	71	68	×	×	70	65
⑩	B	6	67	63	○	○	70	65
⑪	—	8	72	69	—	—	—	—
⑫	—	6	66	65	—	—	—	—
⑬	—	7	65	59	—	—	—	—

(出典)「平成 14 年度 東京港環境現況調査委託報告書」平成 15 年 3 月 東京都港湾局

注) 環境基準の適合状況は、基準値以下のものを○、超えたものを×とした。